久保知行著「間違いだらけの退職給付債務」

本稿は、わが国の退職給付会計基準が退職給付債務の算定基準を、国際的な処理基準である支給倍率方式ではなく、期間定額基準を認めている現状に対して、それが「債務の過大評価につながり、退職給付制度の債務や費用の的確な把握に有用であるとは思えない」として、「国際会計基準から逸脱した期間定額基準の使用は、止めるべきであろう」(11 頁)と結論づけている。

また、そうした結論にもとづいて、キャッシュバランス・プランについても、わが国の処理基準が、付利部分をも含めた総額をもとに、同プランが後加重であるという考えかたのもとに期間定額基準で処理されていることに批判を加えている。そして、最終的にわが国の会計基準における退職給付見込額にもとづく PBO の配分方式が、米国の PBO と似て非なること—これは、退職給付会計基準が否定したはずの年金財政や掛金の評価方法に依存しているのではないか—、そして受給権確定給付につながる考え方にもとづいていないと批判を加えている。

わが国の退職給付会計基準が策定されて以来、10数年が経過した今、問題は IFRS へのコンバージェンスかアドプションに集約されている感が強いが、本稿はそうした問題の前に、「退職給付債務とはなにか」という基本的な課題をふたたび提起している。そこに本稿の意義があり、また著者の年来の発想にもとづいているとはいえ新鮮である。

わが国の会計基準が支給倍率基準に一元化できない根拠については、わが国の会計(学)における基礎概念に帰着すると思われる。すなわち、現代会計の基礎概念は依然として「評価」ではなく「配分」にあるという考えかたにもとづいて、退職給付債務も退職給付見込額を現時点までに割り当てられた一配分された一額である、と見る考えかたが根強くあるからである。

それゆえ、キャッシュバランス・プランについても、迷うことなく給付プラス利息の総額を配分する会計処理にいくのは当然であろう。そうしたわが国の考えかたの基礎には、暗黙裏に「そうした処理が保守主義にも合致する」という捉え方があるに違いない。それが経済界にも無条件に受け入れられる。

それに対して、国際会計基準も米国基準においても、退職給付債務を配分された額でなく現時点における債務—負債—の評価問題としてとらえられている。このように

考えれば、後加重の給付制度であっても、わが国のように当然のこととして、期間定額基準による費用「配分」としてみるのではなく、つぎのように捉えていると思われる。

すなわち、毎年の勤務の継続により後給付にもとづく債務の発生に「1年近づき」、 それだけ債務の発生の実現性が高くなったのであるから、債務として評価されなけれ ばならない。

このように退職給付債務を「配分から評価へ」という会計(学)の基礎概念の転換のもとに考えなければならない。

しかし、こうした転換が国際的になぜ起きているのであろうか。会計(学)では、この 転換をいわゆる収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換という文脈で、 一般的にはとらえられている。しかし、会計が写すべき退職給付制度、そこから導か れる退職給付債務の「実態」という観点から見たとき、上述した転換をどのように考え たらよいであろうか。

本稿は、この点に関連して重要な論点を退職給付会計(学)に対して提示していると思われる。すなわち、米国の年金制度の規定にみられるように、そもそも労働の流動生を阻害しないという観点から後加重の年金制度が認められていない場合、そもそも後加重であるから期間定額基準の会計処理という考えかたは、はなから問題となっていない。

これに対して、わが国では別段、後加重が禁止されていないから、期間定額基準を 当然の会計処理としてよいかどうか、である。この場合であっても、すでに述べたとおり、 後加重を配分の論理ではなく評価の論理からみた場合、退職給付制度に対する会 計(学)の捉え方は、国際的には異なってきているように思われる。

あるいは、最後の「7. 日本の退職給付債務算定手法の問題点」における主張は、上記で記したとおり配分にもとづく収益費用アプローチでなく資産負債アプローチにたつ発想のように思われるが、そうではない。問題は、わが国の会計基準でいう退職給付見込額の配分にもとづく債務のとらえ方が、受給権をこえた会計上の債務概念の厳密な検討のうえに構成されていない点にある。

IFRS のコンバージェンスかアドプションが主題となっている今、精読するとそこに新鮮さを感じ、わが国から IFRS にむけて発する論点が鮮明となるようにも思う。